

議案第102号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年備前市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の205.0」を「100分の210.0」に改める。

第2条 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の210.0」を「100分の207.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

議案第102号参考資料

備前市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)にあつては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の210.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)にあつては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の205.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備前市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)にあつては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の207.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)にあつては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の210.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>